

「大分川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（準備会）」 議事録

日 時： 平成 22 年 12 月 2 日（木）14:00～15:00

場 所： 大分文化会館 第 2 小ホール

出席者： 国 藤澤河川部長、森川河川調査官、鈴木河川計画課長
奥田大分河川国道事務所長

県 梅崎土木建築部長

流域市町村 (大分市) 磯崎副市長、安藤水道局管理部次長（※オブザーバー）
(別府市) 岩田道路河川課参事、(竹田市) 橋建設課長補佐
(豊後大野市) 衛藤建設課長、(由布市) 清水副市長
(九重町) 麻生建設課長、(玖珠町) 太田副町長

(司会)

皆様、お揃いのご様子ですので、ただ今より、「大分川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（準備会）」を開催したいと思います。本日の進行を担当いたします。九州地方整備局河川部の森川でございます。よろしく願いいたします。

また、参加の皆様方、報道関係者の皆様方、それから傍聴の皆様方におかれましては、円滑な運営の方にご協力頂きますようお願いいたします。

開会にあたりまして資料の確認をさせていただきます。お手元の資料のクリップをはずして頂きますと、議事次第、一枚ものがございます。座席表も一枚ものはいってございます。このほか、資料の右肩に番号をふってございまして、資料 1 と致しまして、本日の準備会の出席者の名簿。資料 2 といたしまして、「大分川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」規約（案）。資料 3 と致しまして、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめの概要」。資料 4 と致しまして、「大分川流域の概要」。それから参考資料-1 と致しまして、「ダム事業の検証に係る検討について」の国土交通大臣から九州地方整備局への指示文書の写し。参考資料-2 と致しまして、平成 22 年 9 月に今後の治水対策のあり方に関する有識者会議にてとりまとめられました、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」。参考資料-3 と致しまして、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」についての九州地方整備局長への通知の写し。以上となります。

特に過不足はございませんでしょうか。もしございましたら事務局の方にお申し立てください。よろしいでしょうか。なお、本来でありましたら本日のご出席の方々皆様方をご紹介すべきところではございますが、資料 1 の方でご出席の方々のお名前をご紹介してございますので、ご紹介に代えさせていただきます。

それでは開会にあたりまして挨拶をお願いできたらと思います。九州地方整備局河川部長の藤澤よりご挨拶を申し上げます。部長よろしく願い致します。

(河川部長)

皆様こんにちは。九州地方整備局で河川部長をしております藤澤でございます。本日は大変お忙しい中、「大分川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（準備会）」にご出席を賜り誠にありがとうございます。

ダム事業につきましては、できるだけダムにたよらない治水への政策転換を進めるという考え方にに基づき、昨年12月に今後の治水対策のあり方に関する有識者会議が設けられ、今後の治水対策について検討を行う際に必要となる、幅広い治水対策の立案手法、新たな評価軸、総合的な評価の考え方等の検討が進められ、本年9月、中間とりまとめが行われたわけでございます。

そして9月28日、国土交通大臣より、ダム事業の検証に係る検討の指示がなされ、大分川ダムにつきましては、検討主体であります九州地方整備局におきまして、検証に係る検討を行っているところでございます。

後ほどご説明させていただきますが、ダム事業の検証に係る検討につきましては、関係地方公共団体からなる検討の場を設置して検証に係る検討を進めていくこととしております。そこで、本日の会議につきましては、大分川ダムの検証に係る検討の進め方について、検討主体でございます九州地方整備局と関係する地方公共団体の皆様方との間で認識の共有をはかるとともに、検討の場を円滑に進めていく上で整理しておく事項について議論するために準備会を開催させていただきました。

検討の場の規約、構成員、検討の進め方などについて忌憚のないご意見を頂ければと思っています。簡単ではございますけれども、冒頭の挨拶とさせていただきます。

(司会)

ありがとうございました。それでは、3の議事に入って参りたいと思います。具体の議事に入ります前に、ダムの検証に至った経緯、あるいは「今後の治水対策のあり方中間とりまとめ」につきまして、九州地方整備局鈴木河川計画課長よりご説明申し上げます。課長よろしくお願い致します。

(河川計画課長)

九州地方整備局の河川計画課長をしております鈴木と申します。私の方から、「今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ」についてご説明をさせていただきます。よろしくお願い致します。

資料といたしまして、資料3の、「中間とりまとめの概要」というものと、参考資料-1、それと参考資料-2、参考資料-3、こちらの方を使って私の方からご説明をさせていただきますと思います。

まず、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がまとめられるに至った経緯についてご説明させていただきますと思います。こちらについては参考資料-2の方の1ページ目をご覧ください。「はじめに」というところでございます。

今ほど部長の挨拶にもございましたが、この「はじめに」の中程をご覧くださいのですが、「我が国は、現在、人口減少、少子高齢化、莫大な財政赤字という、3つの大きな不安要因に直面しており、このような我が国の現状を踏まえれば、税金の使い方を大きく変えていかなければならないという認識のもと、「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えに基づき、今後の治水対策について検討を行う際に必要となる、幅広い治水対策案の立案手法、新たな評価軸、総合的な評価の考え方等を検討するとともに、さらにこれらを踏まえて今後の治水理念を構築していくこととなった。」

次にいって頂きまして、「このため今後の治水対策のあり方に関する有識者会議が平成21年12月3日に発足し、12回に及ぶ討議を重ね、中間とりまとめを作成するに至った」ということをございます。

めくって頂きますと次のページに有識者会議の討議の経緯ということで、平成21年12月3日から9月27日の第12回に中間とりまとめがまとめられるまで議論がされてきたということをございます。ちなみに一番後ろの71ページのところに有識者会議の委員の先生方の名簿が載っております。

このような経緯で、中間とりまとめがまとめられたのですけれども、こちらの概要ということで資料-3をご覧ください。一枚紙で「中間とりまとめの概要」ということでまとめられております。

まず、一番上を確認頂きますと、第1章とございまして「今後の治水対策の方向性」ということで整理をされております。ここに書いておりますように「財政逼迫等の社会情勢の変化」、「治水目標と河川整備の進め方」等々、今後の治水対策の方向性がまとめられております。

第2章、「個別ダム検証の理念」というところで先ほど述べたような「検証の背景」、「検証にあたっての基本的な考え方」というものがまとめられているというところをございます。

中間とりまとめ第3章以降において、具体的な検証の進め方についてまとめられております。参考資料-2 中間とりまとめの16ページの方をご覧ください。

16ページの一番下の2行からご確認ください。「検証主体」という項目のところで、「個別ダム事業については、事業の再評価の実施主体に合わせて、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となって、検証に係る検討を行う。具体的には、国土交通大臣が、直轄ダムについては地方整備局等に、水機構ダムについては水機構及び地方整備局にそれぞれ検証に係る検討を指示し、補助ダムについては都道府県に検証に係る検討を要請する」というふうにされています。

具体的に、国土交通大臣から九州地方整備局長に検証の指示を出されたペーパーというのが、参考資料-1 ということでお配りしております一枚紙でございます。大臣から整備局長宛に検証に係る検討ということで、九州直轄関係のダム7ダムあげられておりますが、その中に大分川ダムがあるということをございます。

再度、資料3にいていただきまして、検証に係る検討手順についてご説明させていただきます。なお、個別の詳細な内容につきましては、資料3を見て頂きますと、第4章や第5章と章番号が書いてありますが、章番号が先ほどの参考資料-2の「中間とりまとめ」の方に対応しておりますので、ご参考にしていただければと思います。

検証手順ということで、まず資料3の左の方をみて頂きますと、第4章というところに「検証対象ダム事業等の点検」というものがございます。点検を踏まえまして、右の方をみて頂きますと、目的別の検討というものがございます。これは各ダム事業について洪水調節であったり、新規利水、流水の正常な機能の維持といったダムの目的ごとの検討を行っていくということをございます。目的ごとの検討の例といたしまして、資料3では洪水調節の例を示させていただいております。こちらをみて頂きますと、まず複数の治水対策案の立案とございまして、検証対象ダムを含む案と含まない複数の治水対策案の立案を行

います。各治水対策案につきましては、河川を中心とした対策に加えまして、流域を中心とした対策、これを含めて様々な方策を組み合わせることで立案することとされております。

参考資料-2の「中間とりまとめ」の第5章には、具体的に例えばダム、遊水地、雨水貯留施設、霞堤等といった26の方策というものが提示されております。複数の治水対策案につきましては河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案がされることとなります。第5章の下のところ、立案した治水対策が多い場合には概略評価ということで2～5案程度に治水対策を絞り込み、抽出します。

その上で、その下の第7章で、治水対策を評価軸ごとに評価するというので、環境、コスト、実現可能性といった様々な評価軸、これが先ほどの「中間とりまとめ」の第7章に具体的に示されておりますけれども、この評価軸に従って、評価を行いまして、この目的別の総合評価を行っていくということでございます。これを治水・利水・正常な流水の機能の維持という、目的別に検討を行いまして、検証対象ダムの総合的な評価というものを行います。これが、下にある9章の9.2というところでございます。

四角で赤く囲っているところが具体的な検証の手順なのですが、赤いところの右の方をご覧ください。こちらには、今申し上げたような検討を進めるに当たっての留意事項ということであげておりまして、検討主体は、次のような進め方で検討を行うとあります。1つが関係地方公共団体からなる検討の場を設置する。また、情報公開、パブリックコメントの実施を行う。また、学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者からの意見聴取を行う。こういうものを行いながら検討を進めていくということになっております。今回、準備会ということで、関係地方公共団体からなる検討の場の設置にあたっての準備会を開催させて頂いているということでございます。

以上のことを行いまして、赤で囲んでおります検証対象ダムの検証を進めます。その上で、検証主体は、検証対象ダムの事業の対応方針、事業継続の方針または中止の方針の原案を作成いたしまして、右の下の方に書いてあります、事業評価監視委員会の意見、九州地方整備局の事業評価監視委員会がございまして、そちらのご意見を聞き、対応方針案を決定するというところでございます。

以上の対応方針案を検討主体から国土交通大臣、本省へ結果の報告を行い、その後、有識者会議のご意見を聞いた上で、国土交通大臣の方で対応方針を最終的に決定するということになっております。

なお、今回の検証にあたっては、事業再評価の枠組みを活用することとなっております。「国土交通省の所管公共事業再評価実施要領」を適用するとともに、別途、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」というものが新たに定められております。これがお配りしている参考資料-3というものでございます。細目につきましては、先ほどご説明した「中間とりまとめ」、この中で示されている検証の手順とか手法を規定してございまして、具体的な実際の検証の作業につきましては、この細目に従って進められるといったようなことになっております。以上で説明は終わります。

(司会)

ありがとうございました。只今のご報告につきまして何かご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事でございます、「大分川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の規約並びに構成員等につきまして、引き続き鈴木課長よりご説明を申し上げます。よろしく申し上げます。

(河川計画課長)

それでは、引き続きまして、お手元の資料2「大分川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」規約の(案)ということで、こちらをご覧ください。

では、読み上げさせていただきます。

「大分川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」規約

(名称)

第1条 本会は、「大分川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(以下「検討の場」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討の場は、検討主体(国土交通省九州地方整備局)による大分川ダム建設事業の検証に係る検討を進めるにあたり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めることを目的とする。

(検討の場)

第3条 検討の場は、別紙1で構成される。

- 2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。
- 3 検討主体は、検討の場を招集し議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 4 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。

(情報公開)

第4条 検討の場は、原則として公開する。

- 2 検討の場に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。
ただし、希少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。

(事務局)

第5条 検討の場の事務局は、国土交通省九州地方整備局に置く。

- 2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第6条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

(附則)

この規約は、平成22年〇月〇日から施行する。

ということでございます。以上で説明終わります。

(司会)

ありがとうございました。規約並びに、第3条のなかで別紙1ということで、構成員のメンバー(案)を記載しておりますが、規約、構成員について一括でご意見等をお伺いしたいと思います。どなたからでも結構ですので、ご意見頂けますでしょうか。

只今、大分県さんの方からは「意見なし」ということでございますが、市町さんの方で何かありますでしょうか。玖珠町さま、よろしく申し上げます。

(玖珠町)

玖珠町でございます。お世話になります。

今日はこの検討の場の準備会に出席をさせて頂きました。ありがとうございます。

今、お話を初めてお聞きして、かなり内容的に技術的な知見を持った検討会というふうなことになるのではなかろうかということを思いまして、町としては、そういった技術的な知見を持つ者というのは、なかなかいないというようなことと、あと、玖珠の方は上流域にかかりまして、また、受益世帯という観点からも無いということから、この準備会に初めて出させて頂いたんですけども、以降の検討の場というふうなことについては、参加を見合わせたいというふうに思っております。

(司会)

ありがとうございました。どうぞ、九重町さま。

(九重町)

九重町であります。私共も、今、玖珠町さんが申し上げたように、関係流域も少ないし、私共、技術者もいない中ですので、検討の場については、出席を遠慮したいということで、お願いしたいと思います。

(司会)

その他、どうぞ、別府市さん。

(別府市)

別府市ですけど、お世話になります。今日、他の業務で副市長が出席できませんので、私が代理で参りました。岩田と言います。

別府市といたしましても、流域面積並びに住民の数も少ないようでありますので、影響はないと思われますので、従いまして構成員とならず不参加ということで、今後、検討の場に参加される市の方に、代表してお願いしたいと思います。

(司会)

その他の市町さんの方から、何かご意見ございますでしょうか。

(由布市)

今、別府市さんから話があったんですけど、この会というのは、大分川ダムというのが、いわゆる多目的ダムということで、水道の利水も含んでという観点に立った時に、例えば流域が違って、大分川流域から水を取水しているといった場合には、検討の対象に入るのかどうかお伺いしたいと思います。

(河川計画課長)

先ほどもご説明申し上げましたけども、治水だけでなく利水についても検討していきますので、利水のところで、関係するところもでてくる可能性もあるところではあります。

(司会)

只今、3つの市町さんの方から、大分川の流域に占める流域の面積が小さいなどの理由で、「構成員としての参加は遠慮したい。」ということでございましたが、他にございませんでしょうか。それでは、3市町の方からのご意向を踏まえまして、そのようにさせていただきます。ただ、先ほど鈴木課長からご説明しましたように、今後、検証を進めるにあたりまして、検討主体である九州地方整備局の方から、大分川ダムの検証につきまして、関係する地方公共団体の方にご意見を聞くという手続きがございます。その手続きにあたりましては、構成員としては、ご参加願いませんが、適宜、私共の方から情報を提供させていただきますながら、また、その段階になりましたら正式にお願いすることとなりますので、その際は、ご協力のほどよろしくお伺いしたいと思います。

それでは、規約並びに構成員ということで、残りの市町の方は参加して頂くということで、ご了承頂いたということでよろしいでしょうか。

それでは、規約並びに構成員につきましては、これで、ご承認を頂いたということにいたします。

それでは、議事の「検討の進め方」にはいりたいと思います。

今後、規約に従いまして、検討を進めて参るわけでございますが、具体の進め方の議論に入る前に、検証の対象であります大分川流域の概要、及び大分川ダムの概要につきまして、

九州地方整備局大分河川国道事務所の奥田所長より、ご説明ご報告を申し上げたいと思います。

(大分河川国道事務所長)

大分川を管理しております。奥田と申します。

大分川は、由布市湯布院町の由布岳から、湯布院盆地を貫流し、阿蘇野川、芹川等を合わせて中流の峡谷部を流下し、由布市狭間町で大分平野に入り、賀来川、七瀬川を合わせ、大分市豊海で別府湾に注ぐ幹川流路延長 55km、流域面積 650km²の一級河川です。

その流域は、今日お集まりの5市2町からなり、流域内人口は約25万人です。

大分川流域の地質は、上流部には安山岩、中流部には由布川軽石層、下流部には砂礫粘土などの沖積層が分布しています。

一方、支川七瀬川流域には、基盤岩として中生代から古生代の朝地^{あさじ}変成岩類、また、前期白亜^{ぜんきはくあき}紀の花崗岩類が分布し、それらを覆って火砕流堆積物が広く分布しています。

大分川流域の気候は、上中流部は山地型気候区、下流部は内海型気候区に属しており、山地型気候区は、九州中央部の山地が連なる海拔 300m から 400m 以上の地域のため、気温が低く降雨量が多いのが特徴です。また、内海型気候区は、冬の気温が高く晴れた日が多いのが特徴です。

流域全体の平均年間降水量は、約 1,900mm となっていて、台風と梅雨による降雨が多くなっています。

流域内の人口は、大分市の人口の増加により、昭和 50 年から平成 12 年まで、約 36 % 増えています。また、大分川の想定氾濫区域内の人口密度は 1km²あたり約 3,400 人と九州の一級河川の中で最も高くなっています。

大分川沿川は良好な景観を有しています。下流の都市部には、ヤナギ類などの河畔林が分布し、水域にはアユ、ヨシノボリなどの産卵場となる瀬が分布しており、わずかに残る干潟には、クボハゼやハクセンシオマネキなどが生息しています。

支川七瀬川上流部の水田等には、オオイタサンショウウオなどが生息しており、下流部ではスナヤツメなどの魚類が生息しているほか、初夏にはゲンジボタルが飛び交う様子が見られます。

大分川は、都市部における市民の憩いの空間となっていて、河口付近はカヌーの練習場に利用されるとともに、野鳥が集まる河畔林は野鳥観察の場となっています。

また、堤防天端や高水敷には、散策やジョギング、朝夕の通勤・通学路として多くの市民に利用され、七瀬川自然公園では、水遊びやキャンプ等、多くの家族連れが集まっています。また、ホテル鑑賞なども行われています。

水の利用については、現在、流域外も含めて農業用水として約 8,500ha の農地でかんがいに利用され、水道用水としては大分市や由布市挾間町等で、工業用水としては大分市内で利用されています。また、水力発電として芹川発電所をはじめとする 14 ヶ所の発電所によって最大出力約 52,530kW の電力供給が行われています。

大分川の洪水は、昭和 28 年 6 月の梅雨前線豪雨による出水によって堤防は決壊し、死者 11 名、負傷者 56 名、家屋流出 78 戸、家屋全壊半壊 360 戸、床上浸水 1,298 戸、床下浸水 8,994 戸、浸水面積 2,158ha 等、多くの死者、行方不明者、負傷者を出しました。

その後、昭和 32 年 9 月の台風 10 号においても、大きな被害を受けています。

また、近年では平成 5 年、平成 9 年、平成 16 年の台風により、橋梁の流出や内水被害が発生しています。

特に平成 5 年 9 月の洪水では、大分雨量観測所において、1 日の雨量 390 mm、1 時間雨量 81.5mm とそれまでの記録を更新し、同尻^{どうじり}、府内大橋^{ふないおおぼし}、胡麻鶴^{ごまつる}で既往最高水位を記録しました。

大分川のこれまでの治水事業について、まず、昭和 42 年一級河川の指定を受けて、工事実施基本計画を策定し、大分川で大分市今津留地区の引堤、無堤区間の築堤、七瀬川では市捷水路^{いち}の開削等の工事を行ってきました。その後、平成 9 年の河川法改正を受けて、平成 18 年 2 月に「大分川水系河川整備基本方針」を策定し、平成 18 年 11 月には、当面 30 年間の整備目標として、基準地点府内大橋の整備目標流量を毎秒 5,300m³ とし、このうち

洪水調節施設により毎秒 400m³ を洪水調節して、河道整備流量を毎秒 4,900m³ とする「大分川水系河川整備計画」を策定しました。

大分川河川整備計画の整備目標は戦後最大の被害を出した洪水である、昭和 28 年 6 月と同程度の安全度を確保することとしています。

概ね 30 年間の洪水対策として、河道の流下能力向上対策のための方策として、大分市宮苑地区みやぞのや横瀬地区よこせ等で河道掘削、築堤工事等を実施し、国分井堰こくぶんや小畑橋おぼたけ等の横断工作物の改築、堤防質的安全性確保のための対策、内水対策、そして、洪水流量を低減させるための方策として大分川ダムの建設が位置付けられています。

大分川の直轄管理区間における堤防の整備率は約 8 割となっていますが、上流部は、十分な整備状況とは言えません。また、中下流部や七瀬川においては堤防整備は進んでいますが、河道断面が不足しており、河道掘削を行う必要があります。

左の図の水色部分は戦後最大の被害であった昭和 28 年 6 月洪水による浸水区域を、濃い青色は近年最大である平成 5 年 9 月の洪水による浸水区域を示しています。

右の図は現在の河道整備状況に対して整備目標流量である毎秒 5,300m³ が流下した場合、想定される氾濫区域である。現状では目標とする洪水を安全に流下させることができません。

これまでの大分川の外水対策ですが、本川下流部の弁天大橋べんでんから府内大橋付近へ、その後尼ヶ瀬あまがせ付近から国分橋こくぶん付近へと下流から順次堤防整備を進め、治水安全度の向上に努めてきました。

支川七瀬川においては、昭和 63 年から平成 8 年にかけて、市地区の大きく蛇行している河川のショートカットを実施し、治水安全度の向上に努めてきました。現在は平成 18 年度から支川賀来川の堤防整備を実施中です。

大分川は、人口や資産が集積しており、その大分市を貫流するわけですが、堤内側の地盤高が洪水時の河川水位に比べて低くなっていて、近年も平成 5 年 9 月、平成 16 年 10 月洪水などにおいて内水被害が発生しています。

このため、国や大分市により尼ヶ瀬排水ポンプ場みやざき、宮崎排水ポンプ場もとまち、元町雨水排水ポンプ場などの整備を行っております。

大分市の水道用水は、主に大分川に依存しており、過去に繰り返し渇水被害が生じています。近年においても、平成 6 年や平成 17 年に渇水による影響を受けています。

その後、大分市の都市化の進展に伴い、大分川ダムの建設を前提とした暫定豊水水利権毎秒 0.266m³ の許可を行っているところです。

大分川のいわゆる不特定用水については、河川水の利用の維持、動植物の保護、流水の清潔の保持などに必要な流量として、府内大橋地点で概ね毎秒 6.6m³ を通年にわたり確保するとともに、新規利水を確保するため、七瀬川上流の大分市下原地先しもぼるに大分川ダムを建設することとしています。

大分川ダムから水道用水の供給については、大分市水道が昭和 63 年に大分川ダム建設事業への参画を表明し、古国府浄水場ふるごうにおいて 108,000m³、一日あたりですけれども、これを取水する計画でした。その後の社会情勢の変化により将来の水需要のピーク時に対応できる水量を検討した結果、平成 19 年に 1 日あたり 35,000m³ に変更し、現在に至っています。

次に、大分川ダム建設事業の概要について説明いたします。大分川ダムは、大分川の支川七瀬川の上流、本川の合流点より約21km上流に、洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の確保を目的として計画されている多目的ダムです。

ダムの高さは91.6mのロックフィルダムで、総貯水容量は24,000,000m³であり、この内、洪水調節容量として約14,300,000m³、利水容量としては約8,100,000m³、その内訳として流水の正常な機能の維持として約6,600,000m³、水道用水として約1,500,000m³を確保し、1日最大35,000m³の取水を確保することとしています。

大分川ダム建設事業の経緯は、昭和53年に実施計画調査に着手し、昭和62年に建設事業に着手しています。翌年の昭和63年12月には、「大分川ダムの建設に関する基本計画」の告示を行っています。

その後、用地調査、工事用道路の工事を進めています。

平成12年2月には「大分川ダム損失補償基準協定書調印」を行い、平成12年6月には、工期変更のために基本計画の変更を行っています。

また、水源地域対策特別措置法に基づくダム指定が平成元年1月に行われ、平成12年3月に水源地域指定及び水源地域整備計画が決定されています。

平成12年9月には、付替国道、国道442号の工事に着手し、平成16年6月に完成しています。

平成16年2月には、代替地への移転が完了し、平成16年12月には、漁業に関する損失補償契約を結んでいます。

平成18年2月には仮排水路トンネル工事に着手し、平成20年11月に完成しています。

大分川ダムの建設に関する基本計画については、平成20年7月に2回目の変更を行い、事業費約967億円、完成予定工期を平成29年度へ変更しています。

また、平成20年7月には事業評価監視委員会による審議も受けています。

その後、昨年にこの度の検証対象ダムに区分されたというふうなことになっています。

事業の進捗状況については、平成21年度末までの投資額が約497億円で、進捗率は約51%となっています。

これまで、用地取得、家屋移転、代替地造成が完了し、付替国道についても、既に供用を開始しています。現在は、付替市道、付替林道などの生活再建に係る工事を実施中です。

この図は、貯水池全体を示しており、これまでに整備が完成した箇所を黄色で表示、現在実施箇所を赤色で表示、未実施箇所を緑色で表示しています。

付替国道442号、付替市道尾原線^{おぼる}については、既に供用しており、現在は、生活再建道路として河内橋^{かわち}及び付替林道の施工を行っています。

付替市道河内線の河内橋については引き続き施工を行っていきます。

生活再建に係る残事業として、付替市道及び付替林道の整備が残っています。

以上で説明を終わります。

(司会)

はい、ありがとうございました。只今のご報告に関しまして何かご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。ないようでしたら、引き続き検討の進め方に関連いたしまして鈴木課長の方よりご説明を申し上げたいと思います。

(河川計画課長)

はい、そうしましたら、検討の進め方についてご説明をさせていただきます。今後の大分川ダムのご説明につきましては、先ほどご説明いたしました規約でございますように、大分川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場を開催いたしまして、参考資料-3 としてお配りしております、先ほどもご紹介しましたけれども、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」、こちらに基づきまして検討を進めたいと考えております。また、主要な時期におきまして、パブリックコメントを行いながら進めていくことを考えております。検討につきましては実施要領細目の 1 ページでございます、第 3 再評価の実施の 1 再評価の実施手順の (1) 検証に係る検討手順、こちらにございます検討手順に従いましてダム事業等の点検を行い、これを踏まえて大分川ダム事業の目的でございます、洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持、このそれぞれについて検討を進めて参りたいと考えております。第 1 回目につきましては治水を中心に検討を進めていきたいと考えております。また、大分川ダムの検証における新規利水の観点からの検討にあたりましては、只今の参考資料 3 の 20 ページでございます。20 ページの下の方、④利水等の観点からの検討、この中の (1) 新規利水の観点からの検討の進め方、こちらに従いまして、まず検討主体は利水参画者に対しましてダム事業参画継続の意志があるか、開発量として何トンが必要か、また必要に応じ利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うように要請をする、ということで書かれておりますので、そのようにさせていただきたいと考えております。九州地方整備局から大分市の水道局さんに要請をさせていただきたいというふうに考えております。以上、検討の進め方でございます。

(司会)

ありがとうございました。只今、説明にありましたように第 1 回目の検討の場の開催に向けまして必要な検討、あるいは準備等を進めて参りたいと思います。利水に関しましては只今ご説明しましたように、大分市の水道局さんに対しまして、ダム事業参画継続の意志の確認、それから、開発量、水需給計画の点検・確認、また、代替案が考えられないかどうかの検討を要請することと致しますので、本日はオブザーバーでご参加していただいております水道局さん、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それではこれから検討の進め方につきまして、今までの説明も含めましてご意見等伺いしていきたいと思っております。大分県さんいかがでしょうか。どのようなことでも結構でございます。検討の場の進め方に関してでも結構でございますが。

(大分県)

大分県土木建築部長の梅崎でございます。大分県からの要望と申しますか、この検討の場についての要望並びにお願いということでありますけれども、大分県としてはこれまで大分川ダムの建設につきまして負担金を払ってきております経緯を踏まえ、国土交通省が、できるだけダムによらない治水への政策転換をやるということで、予断なく検討を進められるということでありますので、いくつかこちらの方から、お願いしたい点がございます。

まず、大分県知事が 10 月 20 日、22 日に全国知事会地方の社会資本整備 PT のリーダー

として、ダム事業の検証作業についての提言を国土交通省の方に出しております。その中で、直轄事業ダムにつきまして、早期の最終判断をして頂きたいということと、直轄ダムにつきましては、地方の意見を十分に十分に尊重して頂きたいというようなことを申しておりますので、そういったことを踏まえまして、私の方から何点かお話ししたいと思います。

PTの中にありましたように、1点目の早期の最終判断を是非お願いしたいと思います。よそのダムがいつまでするとは具体的にありませんけど、この大分川ダムにつきましては、できるだけ早めの判断を示して頂いて、治水、利水等の緊急性や地元住民の不安の軽減、事業の停滞を最小限に食い止めるためにも、早めの判断を是非お願いしたいと思いますのでございます。

そして、PTの中に2番目に言っております、地元の意見、是非これを尊重して頂きたいということでもあります。県や市の関係住民などの方々の意見をしっかりと聞いて頂きたいということでもあります。最終的な判断を早くお願いしますと言っておりますけども、その最終的な判断にあたっては、その関係団体、関係市民、住民、こういったところの意見を最大限に尊重して頂きたいということでございます。

それから、こういった検討作業を進めるにあたって情報公開を常にタイムリーな情報公開を是非お願いしておきたいと思っております。

先ほども県として負担金等を払ってきたということで、一番私共が心配するのは、こういった検討作業をするにあたって、今まで私共の情報を持つてる中では、この検討作業うまくいかなければ、また差し戻しと言いますか、もう一度フィードバックするというルールになっておりますが、そういったことを繰り返していたら、このダムの本体着工というのがますます遅れるのではないかと思います。要は県としましても、平成19年度に大分川ダム建設に関する基本計画の変更に同意しておりますので、早期にやっぱり完成してもらわないと、その時の同意の条件として、コストをできるだけ下げてくださいということを言っております。これが、検討作業に期間を要しますとコストがどんどん膨らむのではないかと心配しております。このコストが膨らめば、当然利水であります水道料金の方にも跳ね返るのではないかと心配しております。まずは工期、こういったことをこの検証作業で遅れた工期、検証作業のために要した時間を工期の中で、実際ダムを着手することとなったらその中で、短縮して頂きたい。それと同じように建設コストも、これも是非総事業費を抑えていただきたいということでございます。こういうところを、次回、検討の場の中でお知らせいただければということ、私共の方から、県としてのお願いということで発言させて頂きました。是非よろしくお願いしたいと思います。

(司会)

ありがとうございました。ただいま、大分県さんの方から、この検証の早期の最終判断、それから、判断をするにあたっては地元の意見を十分尊重すること、またきちっといろいろなデータを出すなどして情報公開に努めてほしい。あとは、事業費、並びに工期については、検討した結果を、次回以降のこの場で報告をするという宿題を承りました。他にございませんか。それでは、由布市さま。

(由布市)

たぶん、大分市以外の市長村は正直なところどうして参加しないといけないのかと思っている人も多いと思います。

実は、私も少し河川のことをやってたんで、由布市の場合は参加しなければならないなと思っています。理由としては、大分川水系 650km²位の内の約半分に近い面積を由布市が占めています。当然治水を考える時には、水系一環ということで大分川の府内大橋の基準点の流量を基に、上流部の河川改修とかいろんなことが決められる。もしダムが無い場合は、当然のことながら、上流の河川改修の規模の見直しとか、その整備のタイムスケジュールを延ばさなければならぬとか、そういった恐れが生じるといった懸念からです。

もうひとつ利水に関していえば、大分川ダムからの利水の水量が確保できないとなると、由布市の場合は、旧狭間町で河川から取水していますが、その取水量に対する影響が出てくるのかどうかです。また、ダムに頼らない洪水方式をやるのであれば、例えば流域貯留をやるにあたってですね、本当に具体的に、河川行政というのが土地利用までの規制がかけられるのかどうかとか、ものすごく大きな問題いっぱいかかえていると思うんですね。そういった意味から、我々がどういったスタンスでこの会議に参加すればいいのか、実はすごく不安でした。たぶん、今みたいな考え方で参加すればよろしいのかどうかということをご確認したいと思うんですが。

(河川計画課長)

お答えいたします。基本的にはそのような形で考えていただいて結構でございます。ちなみに、今回関係地方公共団体による検討の場を設置するにあたって、検討の場のメンバーとして想定するものにつきましては、先ほどご説明しました「中間とりまとめ」のパブリックコメントを実施した際に、有識者会議から、パブリックコメントで頂いた意見の考え方としてまとめられているものがありまして、その中で関係地方公共団体につきましては、洪水の氾濫想定地域とか、流域とか、その区域を含む地方公共団体を想定していると、いうようなことで、今回の検討の場についても選ばせていただいておりますので、いま頂いた観点からご検討、ご参加をいただければ、と思います。

(河川部長)

補足させていただきますと、ダムの検証を進めるという中で、治水についても、あるいは利水についても、代替案を幅広く考えなさいという指示を頂いています。そうした中でいろんな代替案を考えた時に、先ほどお話伺いました流域での貯留のようなものも、代替案のメニューとしてはあがってこようかと思えます。しかし、本当にそのようなものが沢山できるのかということところは、やはり、地域の方々のご意見を聞かないといけない。あるいはその地域の行政としてそのようなことができるのかということらについて、十分ご意見頂かないといけないという意味で、こういう場で、皆さんのご意見を頂きたいという主旨でございますので、よろしく願いいたします。

(司会)

それでは、他の市町さんからどうでしょうか。大分市さん、どうぞ。

(大分市)

大分市副市長の磯崎でございます。

先ほど説明がありましたように、大分川ダム建設事業について大分市は、水道水の確保ということで利水者の立場で参画をいたしました。5年前に野津原町を編入合併したことから、ダム本体が建設される地元市ということにもなったところです。

大分川ダム建設事業は、これまで数々の経過を踏まえ今日まで至ってきましたが、水没関係者のご協力のもと全戸移転も完了した現在、旧野津原町の地区住民の方々は、大分川ダムによる地域活性化を図ろうということで、このダムの早期完成と周辺整備による地域振興を希望しております。

先ほどの説明のこの個別ダムの検証に係る検討の中では、治水、利水という検討内容が大きく取り出されておりますが、地域振興という地元の声も十分加味した上でご検討いただき、1日も早く結論をだしていただきたいと考えています。

どうぞよろしく申し上げます。

(司会)

ありがとうございます。特に地域振興の面からの必要性ということで、お話を承ったと思いますが、この点も含めまして検討して参りたいと思います。他にご意見ございますでしょうか。

先ほど議論して頂きましたとおり規約、あるいは構成員につきましては、本日の日付でございます12月2日で規約を策定したいということ。また、先ほどお話しがありました3つの市町さんについては、構成員は遠慮したいということでもございましたので、そこに配慮いたしまして、構成員を確定するというところで、後ほど規約を配布させて頂きたいと思っております。

それでは、特にございませんでしょうか。よろしいですか。本日、色々ご意見頂きました。先ほど大分県さんからは事業費、工期の検討結果について報告をお願いしたいというご要請。あるいは大分市さん、由布市さんからもご意見いただいております。、さまざまなご要請やご意見を踏まえまして、今後予断なく検討進めて参りたいと思っております。

それでは準備会をこれで終了したいと思います。本日はどうもありがとうございました。

了